

東京電機大学 ヒト生命倫理委員会要領

(目的)

1. 「東京電機大学ヒト生命倫理審査委員会規則」第5条第3項に基づき、ヒト生命倫理審査の取扱いについて定める。

(予備審査の実施)

2. ヒト生命倫理審査委員会(以下「委員会」という)は、ヒト生命倫理予備審査会(以下「審査会」という)を設置し、予備審査を行う。

(審査会の構成)

3. 審査会は、委員会の委員の中から委員会委員長の指名した複数の審査員によって構成される。また、審査会は必要がある場合には、審査員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(ガイドライン)

4. 委員会は、審査項目に関連する項目で構成される「ガイドライン」を作成する。また、委員会は、「ガイドライン」について、対象となる者に広く周知する。

(予備審査)

5. 審査会は、申請者が「ガイドライン」に基づき作成した「チェックリスト」および「研究計画書」により審査する。審査会は、必要がある場合は、提出された「チェックリスト」および「研究計画書」の内容について、直接申請者に問合せることができる。

(予備審査結果の報告)

6. 予備審査会は、予備審査結果を委員会に報告しなければならない。

付 則

この取扱要領は平成 19 年5月 26 日に制定し、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。